

令和3年12月14日招集

# 第7回若桜町議会定例会会議録

(令和3年12月14日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第71号	令和3年度若桜町一般会計補正予算（第4号）	原案可決
2	議案第72号	令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
3	議案第73号	令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
4	議案第74号	令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
5	議案第75号	若桜町企業版ふるさと納税地域創生基金条例の制定について	原案可決
6	議案第76号	若桜町伝統的建造物群保存地区における若桜町税条例の特例を定める条例の制定について	原案可決
7	議案第77号	若桜町若桜伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について	原案可決
8	議案第78号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
9	議案第79号	過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	原案可決
10	議案第80号	若桜町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
11	議案第81号	若桜町過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決
12	議案第82号	若桜町教育委員会委員の任命について	原案同意
13	議案第83号	若桜町教育委員会委員の任命について	原案同意
	議員提出議案		
14	第5号	若桜町議会委員会条例の一部を改正する条例の一部改正について	原案可決
15	第6号	若桜町議会会議規則の一部改正について	原案可決

## 令和3年第7回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和3年12月14日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応 招 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	前 住 孝 行
	2 番	青 木 一 憲	7 番	中 尾 理 明
	3 番	山 根 政 彦	8 番	山 本 晴 隆
	4 番	山 本 安 雄	9 番	川 上 守
	5 番	小 林 誠		
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	前 住 孝 行
	2 番	青 木 一 憲	7 番	中 尾 理 明
	3 番	山 根 政 彦	8 番	山 本 晴 隆
	4 番	山 本 安 雄	9 番	川 上 守
	5 番	小 林 誠		
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総 務 課 長	藤原 祐二	地域整備課長	竹本 英樹
	町民福祉課長	上川 恭子	農山村整備課長	中島 毅彦
	にぎわい創出 課長	川戸 康之	ふるさと創生 課長	谷本 剛
	会計管理者	小林 貴之	税 務 課 長	前田 弥生

**会議の顛末**  
**本会議（12月14日）**

**議長（川上守）**

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、令和3年第7回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

**議事日程の報告**

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

**日程第1**

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において山本安雄議員、小林誠議員を指名します。

**日程第2**

「会議の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか、

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの4日間に決定しました。

**日程第3**

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて議員派遣報告を行います。

若桜町議会6月定例会において議決し、派遣を決定しました議員派遣について、報告書が提出されています。

若桜町議会報告第14号 鳥取県町村議会広報研修会につきましては、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、若桜町議会9月定例会において議決

し、派遣を決定しました議員派遣について、報告書が提出されています。

若桜町議会報告第15号 鳥取県町村議会議員研修会につきましては、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、常任委員会に付託した陳情について報告します。

今期定例会において受理した陳情は、お手元に配布の「請願等文書表」のとおりです。

このうち、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号については、会議規則第92条第1項の規定により、総務産業教育民生常任委員会に審査を付託しました。

**日程第4**

「行政報告」を議題とします。

町長からの報告事項は、報告第7号から報告第13号までの「債権の放棄について」で、お手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

**日程第5**

議案第71号 令和3年度若桜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

**町長（矢部康樹）**

一昨年から続いている新型コロナウイルス感染症の猛威は、先頃発現した新たな変異株であるオミクロン株により、第6派の襲来が懸念されているところでございます。国内では、第5派のデルタ株はほぼ死滅状態と言っているほど、新規感染者は減少してきておりますが、その影響はすさまじく、本町においても祭りや行事がことごとく中止に追い込まれ、この2年間は、コロナ対策、ワクチン接種に舵を切らざるを得ない状況でございました。

さらに、会議や集会もオンラインで行われるようになり、県外出張も必要なものが絞り込まれ、ほぼなくなってしまうといった状態

となりました。

新型コロナ禍においては、人と人のつながりを希薄になることは以前にもこの場でお話をさせていただきましたが、だからこそ今まで築いてきた人脈や関係を今後もつなぎとめ、アフターコロナ、ウイズコロナになる頃には、すぐに元に戻せるようにしておく必要があるというふうに思っております。

さて、本日ここに、令和3年第7回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和3年度一般会計補正予算並びに諸議案等のご審議をいただきますことに対し、感謝を申し上げる次第でございます。

現在は新型コロナウイルス感染症が収束傾向であり、県内の新規感染者もほぼゼロの状態でございます。今まででできなかったことや、今ならできることをやっつけていこうと考えており、10月30日には町民文化祭が期間を延長し開催され、多くのお客様が観覧されました。

また、11月3日には若桜学園の学習発表会、12月4日にはこども園の発表会が、感染対策を取りながらではございますが、無事に行われました。さらに11月14日には、自治会長会を2年ぶりに開催させていただきましたし、12月5日には、鉄道の日イベントが実施され、多くのお客様ににぎわいました。

この勢いで、今週末の12月18日のわかさ氷ノ山スキー場のスキー場開きが雪に恵まれ多くのお客様にご来場いただき、にぎやかに開催されることを願っております。第6派を吹き飛ばす勢いで、今後ともできる限り様々なことに取組んでまいりたいと思っております。

さて、既に報道等でご承知だとは思いますが、去る11月14日に、来年2月に行われる町長選に出馬しないことを報告させていただきました。したがって、本定例会が最

後の定例会ということになります。この定例会を含め、任期一杯は精いっぱい務めさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

思い返せば、4年前の平成30年に町長に就任してすぐ、観光列車「昭和」が走り出し、その冬の12月には「わかさ氷ノ山インフォメーションセンター」が竣工、平成31年の1月には民間団体と共に「平昌郡のマス祭り」にも参加し、蕎麦の提供、また、森林管理条例では「若桜町森林(林)づくり条例」を制定いたしました。さらに4月にはエゴマ搾油加工施設ができました。

令和元年の5月には、秋篠宮皇嗣殿下、同妃殿下が皇室としては初めて本町を訪れました。駅前には多くの町民の方が集まれ、皇嗣殿下と妃殿下に手を振っておられる光景は今でも目に焼き付いております。

さらに8月には、本町全域が「星空保全地域」に認定され、11月には、国道482号巻米バイパスが供用開始されました。これにより、氷ノ山スキー場までのアクセスは格段によくなりましたが、この冬は暖冬により雪がほぼ降らなかったため、スキー場のお客様に十分なアピールができませんでした。

令和2年の1月には、若桜駅と台湾鉄路管理局の「内湾駅」との姉妹駅協定を締結、また、旧池田小学校の屋内運動場に人工芝を敷設し、その後若桜駅のリニューアル、駅ナカに「わかさカフェ」、4月には駅前に「にぎわいプラザ」をオープンさせることができました。また、9月には精米施設も竣工の運びとなりました。

しかしながら、この年の3月頃から新型コロナウイルス感染症の猛威が本町を襲うことになり、ゴールデンウィークには道の駅やキャンプ場、さらに公共施設に至るまで休業を余儀なくされ、お祭りや行事、イベントもことごとく中止となり、人々の生活様式を変えていかざるを得なくなりました。この2年間

はコロナに振り回され、もがき続けた2年間だったと感じております。

令和3年にはコロナ過ではありましたが、若桜宿が国の重要伝統的建造物群に指定され、少し観光客の方々が戻ってこられるようにもなりました。また、「特定地域づくり事業協同組合」の事務所の開設や、台湾との交流も「横山郷」との姉妹提携を結ぶことになりました。

しかし、令和2年の国勢調査の確定値では総人口が2,864人と3千人を割り込む結果となり、公共交通など住民の生活の基盤が、この先失われていくのではないかとの危惧を抱かずにはいられない結果となってしまいました。

その代表格がコンビニ問題であり、議会や町民の皆様を2分するような議論に巻き込んでしまったことは、大変申し訳なく思うところでございますが、私は近い将来、生活の基盤である町営バスや買い物をする場所などが減っていくことは、明らかではないかと感じております。そうなったときに、町民の皆様が少しでも困らぬようにしなければならないという気持ちから、コンビニ建設を今年度の主要施策として打ち出させていただきましたが、少し性急過ぎた感もございました。きちんと段階を踏んで進めていくことが大切だということを改めて実感したところでございます。

以上、私の強く印象に残っていることを簡単に述べさせていただきますが、生活の変化はじわじわと襲ってくるものであります。そのような中で、本町を維持し、皆様の生活を守って行くためにも、町民一人ひとりのご協力が不可欠であり、また、様々なご意見をお聞かせいただくことが大切だと思っております。

引き続き議員の皆様、町民の皆様には、本町へのご理解、ご協力を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題となりました議案

につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第71号 令和3年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億2,692万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億3,883万7千円とするものでございます。

また、第2条地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。使用料及び手数料では、町営バス運行収入として14万円を増額いたしました。

国庫支出金では、住民税非課税世帯及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る補助金として、合計8,312万9千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額9,927万4千円を増額いたしました。

県支出金では、鉄道の旅魅力造成支援補助金を50万円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額257万7千円増額いたしました。繰入金では、公共施設等整備基金繰入金を3,250万円減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額5,471万円を減額いたしました。

繰越金では、前年度繰越金として3,023万5千円増額しております。諸収入では、保障金として33万7千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額40万6千円増額いたしました。

町債では、過疎対策事業債に250万円、緊急防災減災対策事業債に2億4,650万円をそれぞれ増額しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。職員の人件費の補正を各費目にわたって行っており、総額419万円追加いたしました。

総務費では、地域情報通信基盤施設のシステム使用料を476万9千円減額いたしました。庁舎等財産管理に134万7千円、バス運行事業に316万8千円追加するなど、

その他の補正と合わせまして、総額315万7千円を追加いたしました。

民生費では、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、住民税非課税世帯給付金事業に5,566万6千円、子育て世帯臨時特例給付金事業に2,746万5千円をそれぞれ追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額1億597万1千円追加いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る費用として1,131万1千円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,479万6千円を追加いたしました。

農林水産業費では、農業用施設改修事業に50万円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額59万9千円を追加いたしました。

商工費では、道の駅管理事業を4,978万6千円、氷ノ山集客促進事業を441万1千円減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額5,725万6千円減額しております。

土木費では、土木総務費に33万7千円追加するなど、人件費の補正と合わせまして、総額36万7千円を追加いたしました。

消防費では、移動系防災行政無線のデジタル化に係る工事請負費など、総額2億4,682万9千円追加しております。

教育費では、若桜学園児童生徒の通学用車両購入費として通学対策費に483万7千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額840万7千円追加いたしました。

災害復旧費では、農地災害復旧費に76万5千円追加し、農業用施設災害復旧費を8万5千円減額しております。

なお、予備費において歳入歳出総額の調整を行うため、337万2千円追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

## 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

## 日程第6

議案第72号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第73号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第74号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

## 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第72号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ39万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,131万8千円とするものでございます。

歳入では、保険基盤安定繰入金に39万2千円を追加いたしました。この繰入金を歳出における国民健康保険事業費納付金の財源として組み替えたことに伴い、同額の39万2千円を基金積立金に追加しております。

続きまして、議案第73号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6万円追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,823万1千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、現年度分の介護給付費負担金に40万5千円を追加いたしました。県支出金では、現年度分の介護給付費負担金を40万6千円減額し、精算に伴う追加

交付として、過年度分に1万2千円を追加いたしました。繰入金では、介護給付費準備基金繰入金に4万9千円追加しております。

次に、歳出でございますが、保険給付費では、給付費の見込み額を精査したことにより、地域密着型介護サービス給付費に750万円、介護予防サービス計画給付費に60万円をそれぞれ追加するとともに、施設介護サービス給付費を810万円減額しております。諸支出金では、令和2年度の実績に伴う返還金として6万円を追加しております。

続きまして、議案第74号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、当初に予定していた事業内容に変更が生じたため、歳出費目間での予算組替えを行っております。この組替えに伴い、財源に変更が生じたため、歳入においてはその調整を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第7

議案第75号 若桜町企業版ふるさと納税地域創生基金条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それではただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第75号 若桜町企業版ふるさと納税地域創生基金条例の制定について、でございますが、これは、若桜町まち・ひと・しごと創生推進計画の基本目標達成に向け、民間資

金を活用した基金を創設するため、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第8

議案第76号 若桜町伝統的建造物群保存地区における若桜町税条例の特例を定める条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

議案第76号 若桜町伝統的建造物群保存地区における若桜町税条例の特例を定める条例の制定について、でございますが、これは、若桜町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、伝統的建造物として定めた家屋等の敷地及びその他の家屋の敷地に係る固定資産税について、地方税法第367条に規定する減額の特例を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第9

議案第77号 若桜町若桜伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。



**町長（矢部康樹）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第77号 若桜町若桜伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について、でございますが、これは、若桜町若桜伝統的建造物群保存地区内における建築基準法による制限の緩和に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第10

議案第78号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

**町長（矢部康樹）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第78号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、勤務時間、勤務環境等の勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職と比べ著しく特殊な職であると認める場合、給料の調整額を支給することができるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第11

議案第79号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

**町長（矢部康樹）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第79号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、「過疎地域自立促進特別措置法」が失効し、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第12

議案第80号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

**町長（矢部康樹）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第80号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、でございますが、これは、健康保険法施行例の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

**日程第13**

議案第81号 若桜町過疎地域持続的発展  
計画の策定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

**町長（矢部康樹）**

それでは、ただいま議題となりました議案  
につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第81号 若桜町過疎地域持続的発展  
計画の策定について、でございますが、これ  
は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特  
別措置法」が施行されたことに伴い、本町が  
実施する事業の財源に過疎対策事業債を充当  
するため、本計画を策定するものでございま  
す。

以上でございます。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時27分 散 会